

和光市告示第 号

和光市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

和光市長 柴崎 光子

### 和光市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険の被保険者間の負担の公平及び公正を図るとともに、和光市国民健康保険税（以下「国保税」という。）の収納の確保を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第6項の規定による国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(返還請求対象者)

第2条 法第9条第3項又は第4項の規定により国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の返還を求める者は、同条第3項に規定する世帯主で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国保税の納税相談又は納税指導に応じず、かつ、国保税を納税する意思が認められない者
- (2) 所得及び資産の状況から、十分な国保税の負担能力があると認められる者
- (3) 国保税の納税相談又は納税指導により決定した納付計画、分納誓約等を正当な理由なく履行しない者
- (4) 差押財産の名義変更等により滞納処分を意図的に免れようとしたことが認められる者

(弁明の機会の付与)

第3条 市長は、法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求めるときは、国民健康保険被保険者証の返還請求予告兼弁明の機会付与通知書（様式第1号）及び弁明書（様式第2号）により通知し、弁明の機会を付与するものとする。

(被保険者証の返還請求)

第4条 市長は、弁明書が提出期限までに提出されないとき又は弁明によっても被保険者証の返還を求めることが正当と認められるときは、和光市国民健康保険に関する規則（平成30年規則第37号）様式第10号により通知し、被保険者証の返還を求めるものとする。

(被保険者証の検認)

第5条 市長は、被保険者証が返還期限までに返還されないときは、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第7条の2第1項の規定による被保険者証の検認を行うものとする。

2 市長は、前項の検認を行うときは、国民健康保険被保険者証提出通知書（様式第3号）により被保険者証の提出を求めるものとする。

(資格証明書の交付)

第6条 市長は、被保険者証が返還されたとき又は施行規則第5条の7第2項の規定により返還されたものとみなしたときは、国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書（様式第4号）により通知するとともに、資格証明書を交付するものとする。

(資格証明書の交付措置の解除)

第7条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主が法第9条第7項に規定するときに該当したとき又はその世帯に属する被保険者が同条第8項に規定するときに該当したときは、国民健康保険被保険者資格証明書解除通知書（様式第5号）により資格証明書の返還を求めるとともに、被保険者証を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、資格証明書の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

制定の理由

国民健康保険の被保険者間の負担の公平及び公正を図るとともに、国民健康保険税の収納の確保を図るため、国民健康保険被保険者資格証明書の交付について必要な事項を定める要綱です。実体的には「財産があり払えるのに払わない悪質滞納者」を対象とし、世帯員に未成年者がいる世帯は対象としません。また、運用に際しては対象者ごとに個々の状況を調査し資格証明書の発行は必要最低限とする予定です。